

令和 7 年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況

北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第 12 の 2 の規定により、令和 7 年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況を公表します。

■中山間地域等直接支払交付金とは

中山間地域等において、農業生産条件の不利を是正し、将来に向けた農業生産活動の継続を支援することで耕作放棄を防止するための制度で、農業生産活動を 5 年以上継続して行う農業者に対して支援を行います。

(1) 集落協定の概要

令和 7 年度の協定締結数は 1 協定となっています。

協 定 名：栗山集落協定

実施団体：栗山町中山間地域等推進協議会（1団体34組織）

役員体制：会長 1 名、副会長 1 名、理事 2 名、監事 2 名 計 6 名

構 成 員：延べ 235 名

(2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額

区分	傾斜要件	交付単価 (円/10a)	面積 (㎡)	交付額 (円)
田	急傾斜 1/20以上	21,000円	1,014,086	21,295,806
	※超急傾斜農地保全管理加算	6,000円	57,496	344,976
	緩傾斜 1/100以上	8,000円	10,609,896	84,879,168
畑	緩傾斜 8° 以上	3,500円	805,023	2,817,562
計			12,429,005	109,337,512

(3) 集落協定の締結数及び交付額

別表のとおり

(4) 農業生産活動等の実施状況

別表のとおり

(5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

別表のとおり

別表 令和7年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況及び交付金の使途

協 定 名	栗山集落協定		
実施団体	栗山町中山間地域等推進協議会（1団体34組織）		
体制整備の実施状況	ネットワーク化活動計画の作成状況：未作成（R8作成予定）		
交 付 額	109,337,512円（共同活動費54,668,775円、個人交付54,668,737円）		
交付金の実施状況			
区 分		活動内容	
（必須活動） 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	農道の補修（砂利引き等） 立木伐採 鳥獣被害防止対策 耕作放棄防止パトロール 共同防除 共同利用機械の購入・管理	
	水路・農道等の管理活動	水路の泥上げ・清掃 農道・法面の草刈り	
（選択的必須事項） 多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組	該当なし	
	保健休養機能を高める取組	会館周辺環境整備（花壇整備等）	
	自然生態系の保全に資する取組	廃プラスチックの共同処理	
交付金の使途			
使途内容		金額（円）	割合（％）
①役員報酬（各組織役職者の役員報酬）		2,788,595	5.1
②事務費（消耗品等）		342,733	0.6
③水路管理（水路の泥上げ・清掃の日当、必要資材費等）		2,361,562	4.3
④農道管理（農道・法面の草刈りの日当、必要資材費）		3,874,645	7.1
⑤農道補修（日当、砂利代等）		2,691,980	4.9
⑥廃プラスチックの共同処理（日当、車両借上料）		2,032,400	3.7
⑦会館周辺環境整備（花壇整備、周辺草刈り等）		382,800	0.7
⑧簡易な土地改良（日当、必要資材費）		131,400	0.2
⑨耕作放棄防止パトロール（日当）		291,800	0.5
⑩鳥獣害対策（日当、必要資材費）		192,000	0.4
⑪共同防除（日当）		815,900	1.5
⑫共同利用機械の購入・管理（購入費・管理費等）		12,179,495	22.3
⑬農業振興事業		21,867,533	40.0
次年度以降への積立		4,715,932	8.6
合計		54,668,775	100